

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計 画 主 体	富津市

富津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 富津市 建設経済部
農林水産課 鳥獣対策室
所 在 地 富津市下飯野 2 4 4 3
電 話 番 号 0 4 3 9 - 8 0 - 1 2 8 4
F A X 番 号 0 4 3 9 - 3 2 - 1 6 4 5
メールアドレス mb019@city.futtsu.chiba.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル(アカゲザル・交雑種)・ニホンジカ・キョン ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ウサギ・カラス・スズメ・ムクドリ・ヒヨドリ・ドバト・カルガモ・カワウ・サギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	富津市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲、果樹、飼料作物、野菜、 いも類、特用林産物、その他	6,783 千円	8.26 ha
ニホンザル (アカゲザル・交雑種)	水稲、豆類、果樹、野菜、 いも類、その他、特用林産物	5,879 千円	2.54 ha
ニホンジカ	水稲、果樹、飼料作物、野菜、 その他、特用林産物	3,554 千円	3.38 ha
キョン	—	— 千円	— ha
ハクビシン	果樹	702 千円	0.02 ha
アライグマ	豆類、野菜、いも類	578 千円	0.05ha
タヌキ	—	— 千円	— ha
ウサギ	—	— 千円	— ha
カラス	—	— 千円	— ha
スズメ	—	— 千円	— ha
ムクドリ	—	— 千円	— ha
ヒヨドリ	果樹、野菜	420 千円	1.01 ha
ドバト	豆類	71 千円	0.01 ha
カルガモ	—	— 千円	— ha
カワウ	—	— 千円	— ha
サギ	—	— 千円	— ha

(2) 被害の傾向

富津市は北部の富津地区、中部の大佐和地区、南部の天羽地区の3地区に大きく区分されるが、鳥獣被害は市内全域にわたって発生しており、出没がなかった地域や、住宅地などの生活圏に近い場所における新たな出没が報告されている状況にある。

[イノシシ]

大佐和地区及び天羽地区では全域で、富津地区では本郷など一部の地域で出没しており、水稻を中心に年間をとおして被害が発生している。

農作物以外にも、掘り起しによる施設の損壊、住宅地周辺での出没、交通事故、人身事故といった生活被害も発生している。

[ニホンザル（アカゲザル・交雑種）]

天羽地区では広域的に被害が発生しており、複数の群れが確認されている。果樹や野菜を中心に年間をとおして被害が発生しており、大佐和地区での出没が報告されるなど、生息域が拡大している。

[ニホンジカ]

天羽地区において広域的に被害が発生しており、宝竜寺地区や鶴岡地区など、大佐和地区の一部でも出没が確認されている。水稻や飼料作物を中心に春から秋にかけて被害が発生しており、ヤマビルの生息を媒介するとされていることによる生活被害も発生している。

[キョン]

甚大な被害報告はないが、捕獲頭数が増加傾向にあることから、被害の拡大が懸念されている。

[ハクビシン、アライグマ、タヌキ]

市内全域で出没しており、豆類、果樹、野菜を中心に年間をとおして被害が発生している。

農作物以外にも地域を問わず、家屋への侵入による生活被害も多く発生している。

[ウサギ・カラス・スズメ・ムクドリ・ヒヨドリ・ドバト・カルガモ・サギ]

甚大な被害報告はないが、果樹や野菜を中心に年間をとおして市内全域で被害が発生しており、播種期や発芽期における被害が発生しやすい。農作物以外にも住宅敷地や街路樹への営巣などといった生活被害も発生している。

[カワウ]

農作物以外の水産物を中心に内水面漁業などへ被害がある。河畔でのねぐら形成による生活被害や林業への被害も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	千円	ha	千円	ha
イノシシ	6,783	8.26	5,427	6.61
ニホンザル (アカゲザル・交雑種)	5,879	2.54	4,704	2.04
ニホンジカ	3,554	3.38	2,844	2.71
キョン	—	—	—	—
ハクビシン	702	0.02	562	0.02
アライグマ	578	0.05	463	0.04
タヌキ	—	—	—	—
ウサギ	—	—	—	—
カラス	—	—	—	—
スズメ	—	—	—	—
ムクドリ	—	—	—	—
ヒヨドリ	420	1.01	336	0.81
ドバト	71	0.01	57	0.01
カルガモ	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>[捕獲体制の整備]</p> <p>○ 捕獲の実施 富津市有害鳥獣対策協議会に捕獲業務を委託し、銃器、箱わな、くくりわなによる対象鳥獣の捕獲を実施。</p> <p>○ 捕獲経費の支援 鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して捕獲活動経費の支援を実施。</p> <p>○ 狩猟(わな猟)免許新規取得促進 千葉県のカイバツ免許取得促進事業を活用し、狩猟(わな猟)免許取得に係る経費の補助を行うことで狩猟免許の取得促進を図った。</p> <p>〈補助人数〉 令和2年 3名 令和3年 2名 令和4年 4名</p> <p>○ 捕獲技術の向上 専門家(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー)と連携し、捕獲従事者を対象に捕獲技術の向上のための技術講習会を実施。</p> <p>〈開催数〉 令和4年度 2回</p> <p>[捕獲機材の導入] 鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、捕獲機材を導入した。</p> <p>〈導入機材〉 令和2年 箱わな(大型獣用) 24基 くくりわな 20基 令和3年 箱わな(大型獣用) 43基 くくりわな 22基 令和4年 箱わな(大型獣用) 52基 箱わな(中型獣用) 5基 くくりわな 25基</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲従事者の確保 ・ 狩猟免許(猟銃)所持者の減少 ・ 捕獲個体の処分方法 ・ 効果的な捕獲手法の導入

	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置等に関する取組	<p>[鳥獣被害防止施設の新規整備] 鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、鳥獣被害防止施設を整備した。</p> <p>〈施設設置距離〉</p> <p>令和2年</p> <p>電気柵 [3段張] 1,663m ワイヤーメッシュ柵 [H=1.2m] 3,780m ワイヤーメッシュ柵 [H=2.0m] 17,544m</p> <p>令和3年</p> <p>電気柵 [3段張] 4,413m ワイヤーメッシュ柵 [H=1.2m] 2,000m ワイヤーメッシュ柵 [H=2.0m] 32,452m</p> <p>令和4年</p> <p>電気柵 [3段張] 5,026m ワイヤーメッシュ柵 [H=1.2m] 6,503m ワイヤーメッシュ柵 [H=2.0m] 10,354m</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の制度では導入できない地域への防護柵の整備 ・ 防護柵の適切な維持管理 ・ 防護柵設置後に新たに出没した獣種へ対応するための機能向上
生息環境管理その他の取組	<p>[被害防止技術に関する知識の普及等] 鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、専門家（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー）と連携して鳥獣被害対策に関する地域住民向けの講演会を実施。</p> <p>〈開催数〉</p> <p>令和4年度 3回</p> <p>[獣害対策体制づくりの支援] 鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、専門家（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー）と連携して集落を対象に獣害対策検討会を開催し、地域ぐるみで対策を実施していくための体制づくり支援を行った。</p> <p>〈開催数〉</p> <p>令和4年度 6回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣害に関する対策意識の向上 ・ 獣害対策に関する自助、共助、公助体制の強化

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止対策において被害への軽減に高い効果が得られるとされている「有害捕獲、被害防除及び生息環境管理」の総合的な実施の推進を図る。また、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー等の専門家からの助言を取り入れながら、個人、地域、公的機関が連携した獣害につよい対策体制の推進を図る。

[有害捕獲]

- ・ 捕獲従事者がいない地域などもあることから、引き続き狩猟免許取得の推進を検討する。
- ・ 生息状況を把握し、それに基づいたより効果的な捕獲を検討する。
- ・ 埋設に替わる捕獲個体の処分方法を検討する。
- ・ 捕獲従事者の負担が過大とならないよう地域の共助体制の推進を検討する。
- ・ ICTの活用など、新たな捕獲手法の導入を検討する。

[被害防除]

- ・ 引き続き防護柵の整備を推進するとともに、既存の防護柵の適切な維持管理の推進を検討する。
- ・ 効果的な追い払いが実施できるよう、集落ぐるみの組織的な追い払い体制の推進を検討する。

[生息環境管理]

- ・ 鳥獣に対する「無意識の餌付けの防止」や鳥獣に集落や農地を安全な場所と認識させないため「緩衝帯の整備や雑木林の刈り払い」といった地域の自己防衛の取り組みが推進されるよう検討する。

[その他]

- ・ 有害鳥獣対策に関する知識や技術を取り入れる機会を増やすことで、市民の獣害からの対策意識の向上を図る。また、地域の状況に応じた地域ぐるみの獣害対策体制づくりの推進を検討する。
- ・ 有害獣の市街地出没対策について関係機関との連携強化について検討する。
- ・ ICTの活用などによる情報管理の効率化を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

富津市有害鳥獣対策協議会と捕獲業務委託契約を締結し、対象鳥獣の捕獲を実施する。

捕獲活動の従事者は富津市有害鳥獣対策協議会の構成組織である君津猟友会富津支部又は富津市有害獣わな駆除会からの推薦者で構成する。

また、本計画が適切に実施されるよう、富津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、実施隊員を任命し、捕獲などの職務を委嘱するほか、狩猟免許をもたない地域住民も見回りや捕獲個体の埋設への協力といった捕獲従事者のサポートに努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル(アカゲザル・交雑種) ニホンジカ キョン ハクビシン	・ 捕獲従事者と地域住民との連携強化 ・ 狩猟免許の取得促進 ・ 捕獲機材の導入 ・ ICTの活用などによる新たな捕獲手法の導入、情報管理の効率化 ・ 捕獲技術講習会などの開催
令和6年度	アライグマ タヌキ ウサギ カラス スズメ	
令和7年度	ムクドリ ヒヨドリ ドバト カルガモ カワウ サギ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの捕獲実績や千葉県が生息状況調査などを参考に、千葉県第二種特定鳥獣管理計画、特定外来生物防除実施計画などに基づき設定を行う。また、ICTの活用などにより情報管理の効率化を図り、適切な捕獲頭数の把握に努める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	4,000	4,000	4,000
ニホンザル(アカゲザル・交雑種)	500	500	500
ニホンジカ	3,000	3,000	3,000
キョン	300	300	300
ハクビシン	500	500	500
アライグマ	1,000	1,000	1,000
タヌキ	500	500	500
ウサギ	100	100	100
カラス	200	200	200
スズメ	700	700	700
ムクドリ	100	100	100
ヒヨドリ	100	100	100
ドバト	100	100	100
カルガモ	100	100	100
カワウ	100	100	100
サギ	50	50	50

捕獲等の取組内容

年間をとおして銃器又はわなによる捕獲を随時行う。また必要に応じて一斉駆除を行う。ただし、ニホンザルについては千葉県第二種特定鳥獣管理計画で定めるコアエリアでは原則的に捕獲を行わない。

適宜ICTの活用などによる情報管理や新たな捕獲手法などの導入を検討し効率的な捕獲等に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

必要に応じ千葉県と協議する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ キョン ハクビシン アライグマ タヌキ	物理柵 15,000m 電気柵 5,000m	物理柵 15,000m 電気柵 5,000m	物理柵 15,000m 電気柵 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ キョン ハクビシン アライグマ タヌキ	設置した防護柵の適切な維持管理の推進	設置した防護柵の適切な維持管理の推進	設置した防護柵の適切な維持管理の推進
ニホンザル (アカゲザル・交雑種)	効果的な追い払い体制の推進	効果的な追い払い体制の推進	効果的な追い払い体制の推進

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

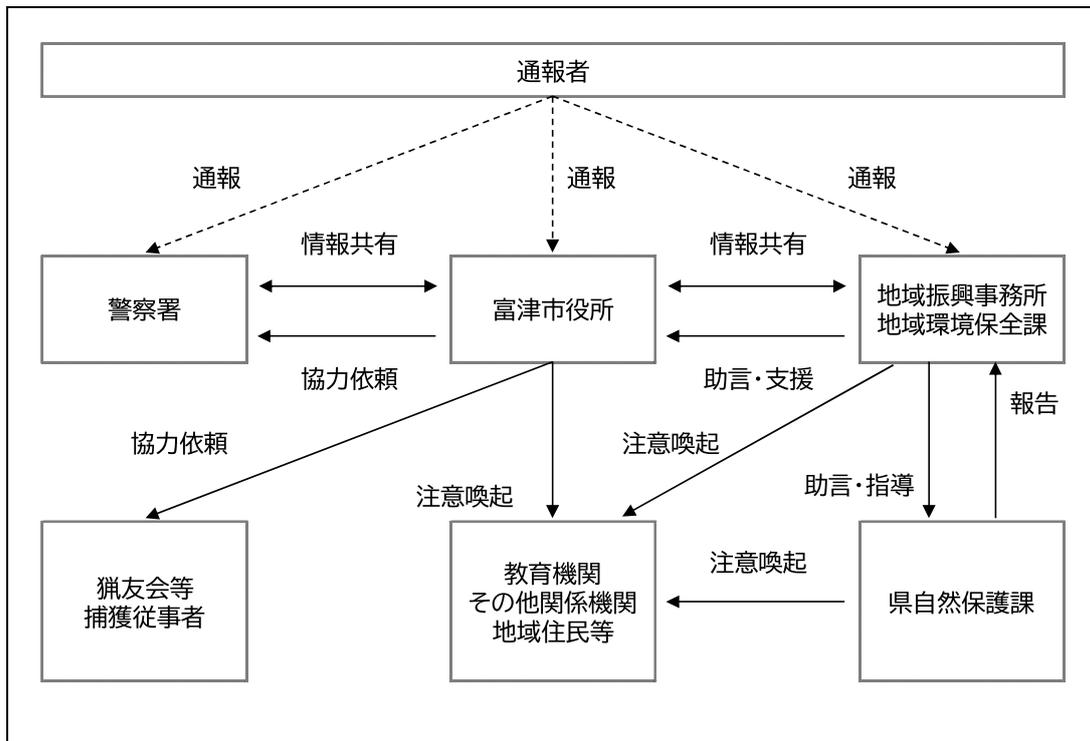
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル(アカゲザル・交雑種) ニホンジカ キョン ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の対策意識向上を図る ・ 地域の状況に応じた地域ぐるみの獣害対策体制づくりの推進
令和6年度	アライグマ タヌキ ウサギ カラス スズメ ムクドリ	
令和7年度	ヒヨドリ ドバト カルガモ カワウ サギ	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉県	狩猟及び有害鳥獣捕獲の指導、規制
富津市	有害鳥獣捕獲の指導及び情報提供
富津警察署	有害鳥獣関連情報の提供と違法捕獲の取締り
富津市消防署	対象鳥獣による傷病情報の提供
富津市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲と防除方法の指導
君津猟友会富津支部	有害鳥獣の捕獲
富津市有害獣わな駆除会	有害鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設処分、食肉利用、適切な処理施設での焼却処分

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食 品	<p>民間事業者、処理加工施設、他の自治体と連携してコンソーシアム（検討体制）を構成し、捕獲した野生鳥獣の処理加工施設への搬入促進など、捕獲個体の食肉への活用を推進する。また、ICTの活用などにより捕獲から処理加工、在庫管理等における情報管理の効率化を図る。</p> <p>併せて、地域資源として持続可能な循環型経済の創出が図られるよう調査研究を進める。</p> <p>なお、食肉の利用について出荷制限が発令されている場合は適切な処理を行うよう指導することに努める。</p>
ペットフード	<p>地域資源として持続可能な循環型経済の創出が図られるよう調査研究を進める。</p>
皮 革	<p>地域資源として持続可能な循環型経済の創出が図られるよう調査研究を進める。</p>
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	<p>地域資源として持続可能な循環型経済の創出が図られるよう調査研究を進める。</p>

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

食肉の利用について出荷制限が発令されている場合は民間事業者などへ食品等としての安全性が確保されるよう適切な処理を行うよう指導することに努める。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

地域資源として持続可能な循環型経済の創出が図られるよう調査研究を進め、必要に応じて技術講習会などの開催を検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富津市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
富津市（農林水産課・環境保全課）	鳥獣被害防止計画の作成、協議会事務局
君津市農業協同組合	被害状況等の情報提供
千葉県農業共済組合ぼうそう支所	被害状況等の情報提供
千葉県森林組合	森林被害調査と情報提供
有害獣対策指導員	被害状況等の情報提供・被害防止対策指導
鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護及び管理
地元区代表	鳥獣被害及び出没情報提供
富津市有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣の捕獲及び出没情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県	指導及び助言
天然記念物「高岩山のサル生息地」のサルによる被害防止管理委員会	情報交換

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

富津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成27年4月制定）に基づき、平成27年4月1日に実施隊を設置。

実施隊員は富津市職員及び民間隊員で、民間隊員は狩猟免許を有する者を3名以上任命することに努める。主な活動内容は、本計画に基づく対象鳥獣の捕獲や対象鳥獣の調査など鳥獣被害防止対策に関することを行う。このほか、地域ぐるみの鳥獣被害対策を進めるうえで、必要に応じて実施隊員の任命を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域の実情に応じた地域ぐるみの獣害対策体制の構築を推進するため、適宜地域での獣害対策検討会へ農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー等の専門家を派遣するなど、体制づくりの支援を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 被害対策について千葉県及び近隣自治体と情報を交換・共有し、広域的な被害対策の推進に努める。
- ・ 本計画に記載のない鳥獣による被害等が発生した場合および被害対策目標、方法等に重要な変更が生じた場合は、その都度関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努める。